

健康のこと

1 保健サービス

市民のみなさんの健康づくりのため、各種健診や保健指導、栄養指導を行っています。

また、からだやこころの健康についての相談にも応じています。

詳しいことは、区役所健康相談コーナー（47ページ）にお問い合わせください。

子どもの健康診査

子どもの心身の発達・発育の節目に沿って、疾病等の予防や、早期発見・早期治療のために健康診査や検査を行っています。母子健康手帳に綴り込みの受診票を使ってもらえなく受診しましょう。

受診する検診など	子どもの年齢	場 所	検査料
先天性代謝異常等検査	生後5～7日	赤ちゃんが生まれた医療機関	検査は無料 採血料は有料 (生活保護世帯の人で登録医療機関で採血した場合無料です。)
4か月児健康診査	4か月児	登録医療機関	無 料
7か月児健康診査	7か月児	登録医療機関	無 料
1歳6か月児健康診査 1歳6か月児歯科健康診査 フッ化物塗布	1歳6か月児	登録医療機関 登録歯科医療機関	無 料
3歳児健康診査 (視聴覚健康診査もあります) 3歳児歯科健康診査 フッ化物塗布	3歳児	登録医療機関 登録歯科医療機関	無 料
新生児聴覚検査事業	生後27日以内	登録医療機関	検査料一部公費助成

お父さんお母さんの健康診査

お父さんお母さんの健康管理のため次の健康診査などを行っています。ぜひ受診してください。

受診する検診など	対象者	場 所	検査料
妊婦健康診査	妊 婦	登録医療機関	公費助成
産婦健康診査	産 婦	登録医療機関	公費助成
妊産婦歯科健診	妊婦及び産婦 (出産後1年以内の人)	登録歯科医療機関	無料
親子歯科健診	1歳6か月児の養育者	登録歯科医療機関	400円 (生活保護世帯のみ無料)
基本健診	40歳以上の人 (生活保護受給世帯のみ)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	無料
若者健診	18～39歳の人 (会社の定期健診を受ける機会のない人)	区役所、市民センターなど	1,000円
結核・肺がん検診	40歳以上の人 (職域等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	無料 (聴取検査は900円)
胃がん検診	35～39歳の人 (職域等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	1,000円
	40歳以上の人 (職域等で受診機会のない人)	指定医療機関	900円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (職域等で受診機会のない人)	指定医療機関	1,000円
乳がん検診	40歳以上の女性 (職域等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
大腸がん検診	40歳以上の人 (職域等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	500円

受診する検診など	対象者	場 所	検査料
歯周病(歯周疾患)検診	40歳・50歳・60歳・70歳の市民	登録歯科医療機関	500円 (70歳は無料)
骨粗しょう症検診	18歳以上の人 (職域等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	1,000円
肝炎ウイルス検査	年齢にかかわらず過去に受診したことがない人	指定医療機関 区役所、市民センターなど	無料
前立腺がん検診	50歳以上の男性 (職域等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
特 定 健 診	40～74歳の人 (国保加入者のみ)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	無料

※日程については各区役所健康相談コーナー（47ページ）にお問い合わせください。

※市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は、自己負担はありません（妊婦健診・親子歯科健診を除く）。事前に各区役所の健康相談コーナー・保護課で無料受診券の交付を受けてください。

※歯周病(歯周疾患)検診は、市が交付する歯周病(歯周疾患)検診受診券が必要です。(受診券は誕生月の末日に発送)

2 子ども医療

北九州市では、子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

子ども医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している中学校3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども。令和4年1月から、高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで拡充。

ただし、生活保護を受けている人は子ども医療を受けることができません。

医療費の助成範囲

医療費のうち、保険診療による自己負担額から下記金額を除いた分を助成します。薬局での自己負担はありません。

対 象	通 院	入院
3歳未満	無 料	無料
3歳以上小学校就学前	1医療機関あたり 600円/月まで	
小 学 生	1医療機関あたり 1,200円/月まで	
中 学 生	1医療機関あたり 1,600円/月まで	
高校生(R4.1月から)	1医療機関あたり 1,600円/月まで	

※次のものは助成対象になりません。

- ・入院時の食事代(標準負担額)
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名がかわったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項がかわったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー（47ページ）へ

健康のこと

3 ひとり親家庭等医療

北九州市では母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

ひとり親家庭等医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかに該当する人。

- 母子家庭の母と児童
- 父子家庭の父と児童
- 父母のいない児童

※児童とは小学生以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいいます。

※生活保護を受けている人、前年の所得（1～9月申請の場合は前前年所得）が一定の所得制限限度額以上の人は、ひとり親家庭等医療を受けることができません。

医療費の助成範囲

医療費のうち保険診療による自己負担額から下記金額を除いた分を助成します。薬局での自己負担はありません。

対 象		通 院	入 院
母子・父子家庭の児童または父母のいない児童	小・中学生	1医療機関あたり800円/月まで	無 料
	18歳未満 (中学生以下を除く)	1医療機関あたり800円/月まで	1日500円 (月上限7日まで) ※4.1月から無料
母子家庭の母または父子家庭の父で現に児童を扶養している人		1医療機関あたり800円/月まで	1日500円 (月上限7日まで)

※次のものは助成対象になりません。

- ・入院時の食事代(標準負担額)
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- ひとり親家庭等でなくなったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。
- 医療証の更新申請書が届いたとき(年1回)。
- 扶養義務者が変わったとき

4 障害者自立支援医療(育成医療)

肢体不自由、視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓、腎臓、小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害をもつ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待でき、保護者の収入が一定額未満の場合、指定医療機関における必要な医療給付を行います。ただし、世帯の収入に応じて一部費用負担があります。

5 小児慢性特定疾病医療

18歳未満の児童(18歳未満までにこの事業の対象となっており、18歳以後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで)が、小児慢性特定疾患群の治療を指定医療機関で受けたとき、被保険者の負担した額を助成します。ただし、一部自己負担額が生じることがあります。また、治療や学校等への連絡、急変時の対応に役立つため、小児慢性特定疾病児童手帳を交付しています。また、在宅での日常生活に著しく支障がある児童に対し、車イスや特殊ベッド等の日常生活用具を給付します。ただし、世帯の収入に応じて一部費用負担があります。

◆申請・問い合わせ先◆

3 4 5

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

6 重度障害者医療

北九州市では、重度障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

重度障害者医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかの交付を受けている人。

- 身体障害者手帳(1級又は2級)
- 療育手帳(A判定)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)

ただし、生活保護を受けている人、65歳以上の人で後期高齢者医療に加入していない人、前年の所得(1～9月申請の場合は前前年所得)が一定の所得制限限度額以上の人は、重度障害者医療を受けることはできません。

医療費の助成範囲

[助成の範囲]

医療費のうち、保険診療による自己負担額を助成します。薬局での自己負担はありません。

※次のものは助成対象になりません。

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費
※ただし、中学校3年生(令和4年1月からは高校3年生)
以下は助成対象のため無料

・訪問看護ステーションの訪問看護に要する費用の1割
(月限度額8,000円、限度額を超えた分は申請により払戻し)

- ・入院時の食事代(標準負担額)
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所高齢者・障害者相談コーナー(47ページ)へ

健康のこと

7 救急医療

いざというときのために／北九州市の救急医療について

●夜間・休日に「急病」「けが」をしたときは…

1. ますかかりつけ医に相談してください。
2. かかりつけ医が不在のときは、下記の**テレフォンセンター**に電話してください。

テレフォンセンター
(夜間・休日急患センター内) **TEL522-9999**

※24時間365日相談を受け付けています。

子どもが休日・夜間に病気やけがをしたときは…

診療日・診療時間については変更する場合がありますので、詳しくは上記の**テレフォンセンター**にお問い合わせください。

医療機関名	住 所	診 療 時 間	連絡先(☎)
小児救急・小児総合医療センター【市立八幡病院内】	八幡東区尾倉二丁目6-2	24時間365日	662-1759
国立病院機構小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	24時間365日	921-8881 ※受診前に電話連絡が必要です
北九州総合病院	小倉北区東城野町1-1	月～金 17:00～翌7:00 土曜・日曜・祝日 9:00～翌7:00	921-0560
		※重症の場合は24時間365日	
地域医療機能推進機構九州病院	八幡西区岸の浦一丁目8-1	毎日 9:00～24:00 ※0:00～9:00は事前に問い合わせが必要です	641-5111
夜間・休日急患センター【総合保健福祉センター1階】	小倉北区馬借一丁目7-1	月～土 19:30～23:30 日曜・祝日 9:00～23:30 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	522-9999
門司休日急患診療所	門司区羽山一丁目1-24	日曜・祝日 9:00～17:00 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	381-9699
若松休日急患診療所	若松区藤ノ木二丁目1-29	日曜・祝日 9:00～17:00 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	771-9989

夜間・休日に病気やけがをしたときは…

■休日の昼間【9:00～17:00】

診療科目	医療機関名	住 所	連絡先
内科 小児科 外科・整形外科 耳鼻咽喉科 歯科	夜間・休日急患センター	小倉北区馬借一丁目7-1 【総合保健福祉センター1階】	522-9999
内科 外科 整形外科	第2夜間・休日急患センター	八幡西区黒崎三丁目15-3 【コムシティ地下1階】	641-3119
内科 小児科	門司休日急患診療所	門司区羽山一丁目1-24 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	381-9699
	若松休日急患診療所	若松区藤ノ木二丁目1-29 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	771-9989
眼科	テレフォンセンター(TEL522-9999)にお問い合わせください。		

■夜間【平日月～土: 19:30～23:30 休日: 17:00～23:30】

診療科目	医療機関名	住 所	連絡先
内科 小児科 外科・整形外科	夜間・休日急患センター	小倉北区馬借一丁目7-1 【総合保健福祉センター1階】 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	522-9999
内科 外科 整形外科	第2夜間・休日急患センター	八幡西区黒崎三丁目15-3 【コムシティ地下1階】 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	641-3119
眼科 耳鼻咽喉科	テレフォンセンター(TEL522-9999)にお問い合わせください。		

